

第3回島根県文化財保護審議会次第

日時:令和5年12月25日(月)

13:30～15:30

場所:サンラポーむらくも
祥雲の間

開 会

議 事

【報告事項】(公開)

- 1 大橋川河川改修事業地内 朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて
- 2 島根県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」の構成員変更について
- 3 旧海軍大社基地関連施設群について
(第2回審議会での議論を踏まえた論点整理)

【審議事項】(非公開)

- ・ 島根県指定文化財の指定について

閉 会

島根県文化財保護審議会委員名簿

任期: 令和4年1月20日～令和6年1月19日

	氏 名	担当分野	役 職
1	かなざわ ゆうき 金澤 雄記	建造物・史跡	広島工業大学工学部准教授
2	はやし よしひこ 林 良彦	建造物・史跡	元・奈良文化財研究所文化遺産部長
3	こばやし ゆうこ 小林 祐子	絵画・工芸品	三井文庫三井記念美術館学芸部長
4	なかだりえこ 中田 利枝子	彫刻・絵画	一般財団法人倉敷山田コレクション学芸アドバイザー 就実大学非常勤講師
5	いわきたくじ 岩城 卓二	書跡典籍古文書 歴史資料	京都大学人文科学研究所教授
6	はせがわ ひろし 長谷川 博史	書跡典籍古文書 歴史資料	島根大学教育学部教授
7	こんどう とよこ 近藤 都代子	無形文化財・工芸品	元・文化庁主任文化財調査官
8	ささはら りょうじ 笹原 亮二	民俗文化財・芸能	国立民族学博物館人類基礎理論研究部教授
9	つるりえこ 霧 理恵子	芸能・民俗文化財	専修大学人間科学部教授
10	いのうえ よういち 井上 洋一	考古資料・史跡	奈良国立博物館館長
11	えげ かずひろ 會下 和宏	考古資料・史跡	島根大学総合博物館教授
12	なかしま よしはる 中島 義晴	名勝・庭園	奈良文化財研究所景観研究室長
13	くぼまさこ 久保 満佐子	植物・動物	島根大学生物資源科学部准教授
14	いしだ ひでき 石田 秀樹	動物・植物	島根大学学術研究院農生命科学系准教授
15	ながしま まりこ 永島 真理子	地質鉱物	山口大学大学院創成科学研究科教授
16	すやま みれい 須山 美玲	有識者	八雲青少年育成の会 会長
17	りこった るみ リコッタ 瑠美	有識者	香味園上領茶舗代表、津和野町地域コーディネーター
18	いしはら さわこ 石原 紗和子	有識者	元・一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構職員

(担当分野順、敬称略)

事務局名簿

島根県教育委員会		
参事（教育施策・文化財担当）		森 山 悦 子
文化財課		
課長		村 上 か お る
課長補佐		田 中 明 子
文化財係	主 幹	増 田 浩 太
	主 幹	吉 永 壮 志
管理指導スタッフ	調整監	原 田 敏 照
	課長補佐	是 田 敦
	主 任	今 福 拓 哉
世界遺産室	室 長	新 田 晃 久
古代文化センター	センター長	池 淵 俊 一
埋蔵文化財調査センター		
		所 長 熱 田 貴 保
古代出雲歴史博物館		
		学芸部長 品 川 知 彦

○島根県文化財保護審議会条例

昭和50年12月24日
島根県条例第58号

島根県文化財保護審議会条例をここに公布する。
島根県文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に島根県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかかって定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

2 島根県文化財専門委員に関する条例(昭和27年島根県条例第30号)は、廃止する。

附 則(平成7年条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○島根県文化財保護条例

昭和30年3月18日

島根県条例第6号

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

(中略)

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める島根県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

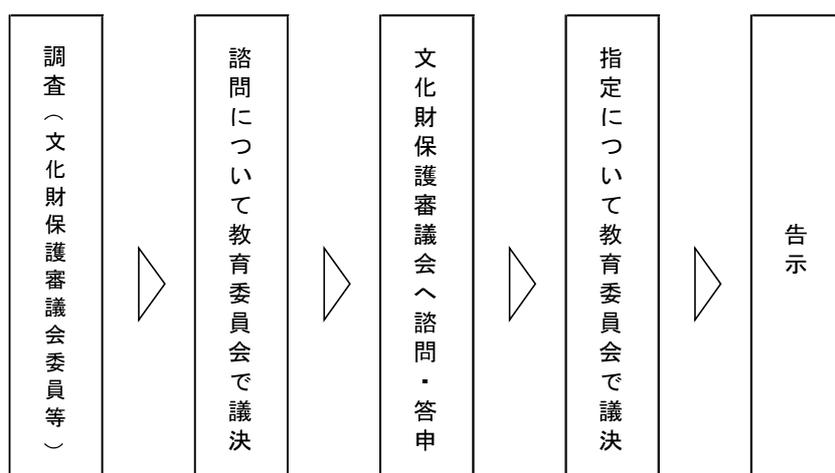
(後略)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを県指定史跡名勝天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(後略)

島根県指定文化財の指定の流れ



公開用

島根県文化財保護審議会

資料

日時:令和5年12月25日(月)
13:30~15:30

場所:サンラポーむらくも 祥雲の間
(松江市殿町369番地)

島根県教育委員会

大橋川河川改修事業地内 朝酌^{あさくみやだ}矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて

令和2年度の大橋川河川改修事業に係る発掘調査で、重要遺構（「出雲国風土記」記載の「朝酌^{あさくみのわたり}渡」）が確認された（朝酌矢田Ⅱ遺跡）。

1 経緯

令和2年6月～12月	発掘調査(埋蔵文化財調査センター) 「出雲国風土記」記載の「朝酌渡」に推定される重要遺構確認
令和2年12月23日	調査成果について報道発表
令和3年2月19日	発掘調査を一時中断し、保存方法について協議を開始以降、国交省及び県での協議を都度実施
令和5年7月25日	国交省より保存方法について必要な情報がそろった旨の報告

2 朝酌矢田Ⅱ遺跡の概要と評価

- (1) 「出雲国風土記(733年)」記載の「朝酌渡」に推定され、出雲国府から隠岐国に至る「枉北道^{おうほくどう}」の渡河地点^とが判明したことで、古代道のルートが明らかになり、風土記記載の古代役所や寺院などと照合できる事例として重要。
- (2) 発見された遺跡は、7世紀後半～8世紀の石敷による幅11m、長さ25mの大規模な施設で「出雲国風土記」に記載のある官営の渡し場。同様の施設としては全国初の発見であり、その文化財的な価値は高く重要。

3 今後の対応

- (1) 国交省と正式な協議を実施し、保存方法に対する方向性を決定する。

朝酌矢田Ⅱ遺跡の概要



朝酌矢田Ⅱ遺跡の位置



朝酌矢田Ⅱ遺跡の人工の石敷（船の陸揚げ場：東から）



遺跡と現在の矢田の渡し (東から)



遺跡と北に向かう現道 (南から)

【参考】『出雲国風土記』の記載内容等

『出雲国風土記』記載事項

※『解説 出雲国風土記』（島根県古代文化センター編二〇一四、今井出版）より

1. 「枉北道」

国庁・意宇郡家の北の十字街 ……ここで別れて二つの道となる。

枉北道は、北に行くこと四里二百六十六歩で、郡の北の堺の朝酌渡に至る。

2. 「朝酌促戸」

東に通路があり、西には平原がある。中央は渡し場である。

人々は四方から集まってきて、自然に郷（市）ができる。

3. 「朝酌渡」

幅八十歩ほどである。国庁から海辺に通う道である。渡船が一隻ある。

1. 枉北道

北に曲がる道の意味。十字街から島根郡家を経て秋鹿郡、楯縫郡、出雲郡を通過し、山陰道に合流する道と、島根郡家を経て千酌駅家にいたる道。十字街から北に4里266歩（約2,610m）で朝酌渡に至る。

2. 朝酌促戸

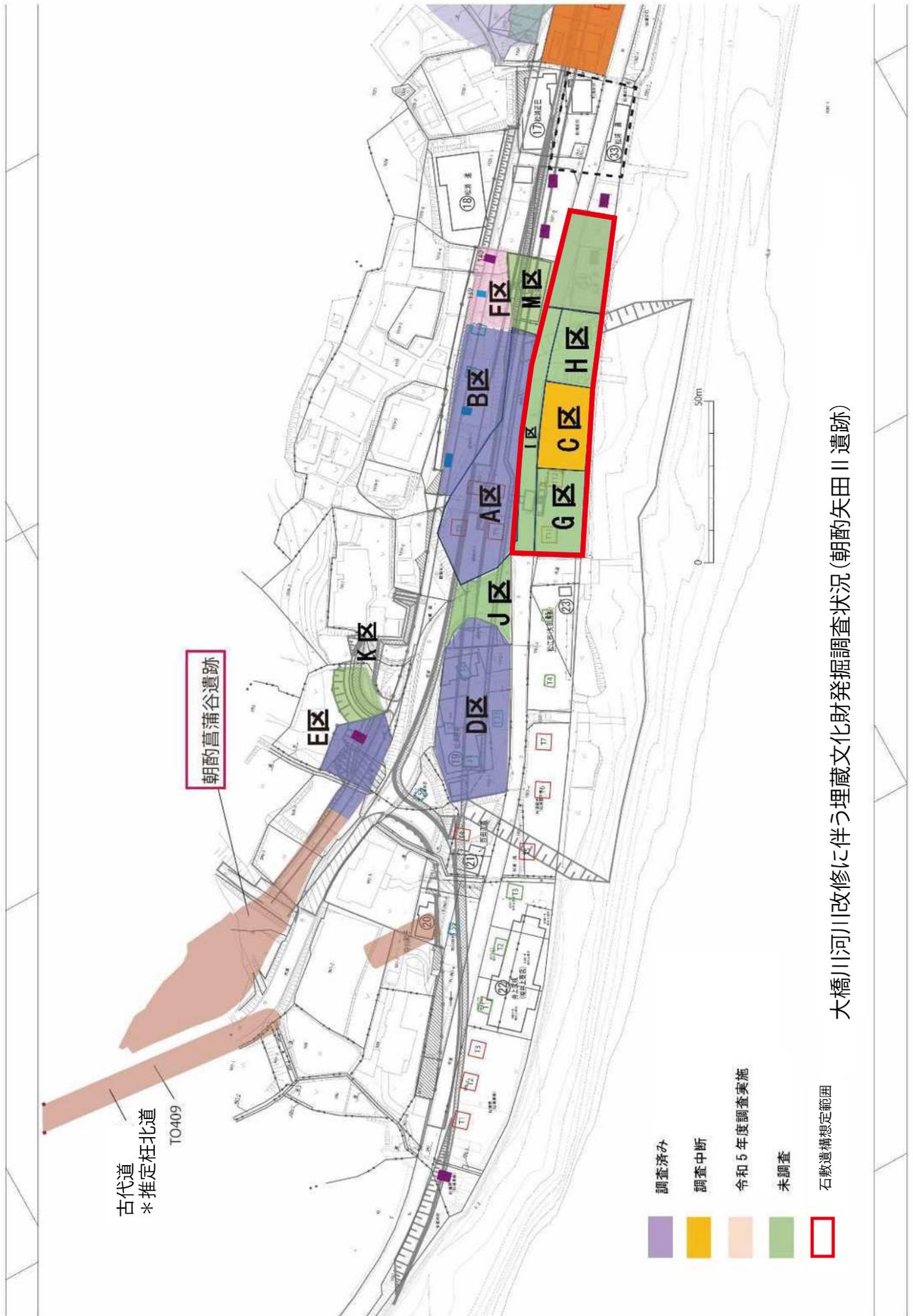
矢田～福富付近の大橋川が狭水道となる部分一体を指す。西に平原、中に渡し場、東に通路がある。笠漁などの漁労が盛んであり、家々は賑やかで、人々は四方から集まり、自然と「市」ができる。

3. 朝酌渡

幅八十歩（約142m）。舟一隻あり。出雲国府北の十字衢から北に折れて隠岐国にむかう枉北道（山陰道隠岐路）の官設の渡し場である。

※ 入海

大橋川は「川」ではなく中海・宍道湖の一部の内湾という認識



島根県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」の構成員変更について

1 文化財の概要

[保持者]

神原神社獅子舞保存会（会長：高木真悦）

[沿革]

文政 8 年（1825 年）の大洪水による凶作に際し、氏子の多田納文左衛門が伊勢大神楽の獅子舞を学び帰り、神原神社に奉納したことに始まるとされる。頭屋制が天保 6 年（1835 年）に確立されて以来、村中安全と五穀成就を祈る神事として、毎年 11 月 3 日の例祭や近郷諸社の祭礼に奉納されてきた。

[概要]

祭礼当日の正午、神職が頭屋へ獅子迎えに行き、奏楽、祝詞、拝礼、頭屋から来頭への盃渡しの儀、直会を行う。さらに獅子舞二番（清め舞、剣舞）を舞った後、行列を整え、「道中舞」を舞いながら神社拝殿に向かう。拝殿で、献花、新酒直会を行った後、頭屋が社前に敷き延べたむしろの舞座で、一番の「清め舞」から十一番の「連獅子三番舞」までの舞を奉納する。

奉納が終わると、来頭が舞座のむしろを持ち帰り一年間保管して、翌年の奉納に備える。

2 構成員変更の経緯

- ・昭和 63 年 5 月 24 日 指定（構成員 10 名）
- ・平成 21 年 12 月 10 日 構成員追加証明（構成員 9 名となる）
- ・令和 5 年 4 月 23 日 構成員異動届提出（構成員 3 名の追加を申請）

3 審査について

別紙のとおり

4 審査の結果

今回申請があった 3 名は、いずれも 3 年以上の経験を持ち、構成員に必要な演技や演奏の技術を十分に取得されており、構成員として追加する。

令和5年12月25日

島根県教育委員会教育長 殿

島根県文化財保護審議会委員

笹原 亮二

県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」構成員の追加証明について

令和5年11月3日に実施した標記の件について報告します。

記

- ・ 審査日 令和5年11月3日
- ・ 審査場所 島根県雲南市加茂町 神原神社境内において実施
- ・ 沿革 文政8（1825）年の大洪水による凶作に際し、氏子の多田納文左衛門が伊勢大神楽の獅子舞を学び帰り、神原神社に奉納したことに始まるとされる。頭屋制が天保6（1835）年に確立されて以来、村中安全と五穀成就を祈り、毎年11月3日の例祭や近郷諸社の祭礼で奉納される。
- ・ 構成員 昭和63年の指定時には10名の構成員であったが、平成21年に6名の追加証明を行った。その後、死亡や脱退により、現状の構成員は9名で、今回3名の新規申請があった。
- ・ 所感 島根県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」は、嵩高で立体的な大ぶりの獅子頭を用いること、1頭の獅子を2人の演者で演じる二人立の獅子舞を基本としつつ、前の演者が獅子頭を咥え、両手に幣や鈴などの採物を持って1人で舞うこと、獅子あやし役としてササラを持ち天狗面をつけた鼻高(猿田彦)がつくこと、三重県伊勢に伊勢大神楽を習得しに行ったという創始伝承を伝えていることなどから、江戸時代に全国各地に伝播定着し、それ以来伝承されてきた伊勢大神楽系統の獅子舞の1

つといえる。

その一方で、短冊を下げた竹の枝に獅子が絡む「梅が枝」、素面で縁起がいい図柄の衣装を着た歌舞伎踊風の三番叟が登場し、獅子と一緒に舞うといった、ほかの地域の伊勢大神楽系統の獅子舞には見られない特徴を有している。この獅子舞を写した写真を見ると、伊勢大神楽とほとんど変わらない印象を受けるが、実際の上演を目の当たりにすると、前述のような特徴のために、特に芸態の面において独自性が際立つ印象を受ける。

今回申請があった3人の演者は、いずれも3年以上の獅子舞の演者としての経験を有し、それぞれの舞の演技や囃子の演奏の技術についても十分に習得が行われ、一定の技術的水準に達していて、この獅子舞の前述のような独自性を有する上演の実現に対して十分に貢献が認められた。また、今回、囃子の奏楽の担当者として申請があった演者の1人は、現在舞の習得にも取り組んでいて、この獅子舞の伝承に対する積極的な姿勢が見られた。

以上の点を考慮すると、今回の3名の構成員の追加証明は妥当と考える。



旧海軍大社基地関連施設群について（第2回審議会での議論を踏まえた論点整理）

【論点1】文化財、文化財保護に対する考え方

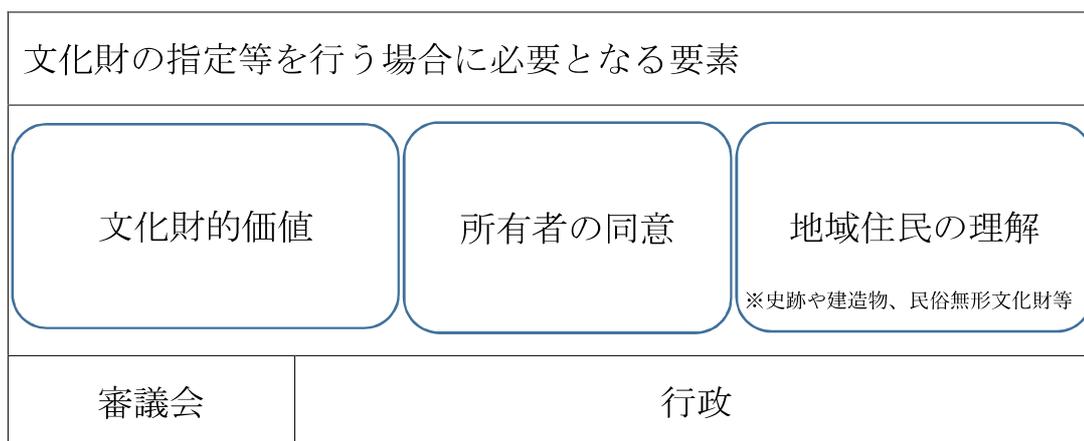
島根県の考え方

- ・ 島根県にこれまで守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、地域の自然環境や歴史的背景、人々の生活との関わりのなかで生み出された、県民共有の貴重な財産。確実に次世代に継承し、文化財による地域おこしを積極的に進めていく必要がある。
- ・ 文化財とされるものは県内に数多く存在するが、残念ながら、人材・予算等の制約がある中で、すべてを指定等により保護していくことは不可能。そのため、県内にある文化財の全体を把握し、何を優先して残していくべきかを見極めていく必要があり、このことは、文化財の専門家や指定等を行う行政のみならず、文化財の所有者や地域住民、さらには県民の皆さんにも理解いただけるものでなければならない。
- ・ 古代から近世の遺跡は、これまで国や県等による学術調査や指定等の積み重ねがあるが、一方、近代については、埋蔵文化財として取り扱う範囲を定めたほか、近代化遺産（建造物）の調査を実施したのみ。特に、第二次世界大戦期の国・都道府県指定の実績は、全国的に非常に少ない状況。
- ・ 今回のように、土地に関わる史跡の指定については、原則、現状変更ができないなどの厳しい規制をかけることになるため、指定を行う県としては、指定することの重大性を考慮し、価値判断基準が明確になっていない状況で、史跡指定を行うことは適切でないと考ええる。

【論点2】文化財保護審議会の役割（あり方）

島根県の考え方

- 文化財保護に係る諮問機関（審議会条例第2条）
県教育委員会は、所有者の同意等の条件が整った文化財について、審議会に諮問し、専門的見地から調査審議いただき、答申を受ける。



- 指定等の後にも、文化財の滅失や価値を損うことがないように、専門的見地から技術的助言をいただく。
- 昨年度から実施している近代遺跡調査の状況については、審議会に報告し、ご意見をいただきたい。ご意見は「近代遺跡調査指導委員会」に報告し、議論をさらに深めていく。
- 今回の旧海軍大社基地関連施設群については、地質調査の結果を踏まえ、専門家としての知見や経験、他県等での事例などをご教示いただき、記録保存調査の内容等に対し、指導・助言いただきたい。

【論点3】主滑走路跡地（県有地部分）の現地保存

島根県の考え方

- 主滑走路跡地については、令和3年度に、価値判断基準が明確でないなどの理由により、文化財保護法上の指定・保存の措置はとらないと判断している。
- また、担当部局において、出雲児童相談所の他の移転候補地についても検討された結果、必要面積や費用面等から他に適地がなく、現出雲児童相談所の男女混合処遇や施設狭隘の状況を早急に改善する必要があるとの考えから、令和5年2月の定例県議会において説明し、関連する予算の議決を受けたところであり、移転計画の再検討を行う考えはないとされた。
- なお、前回の審議会において、「出雲児童相談所移転工事に向けた地質調査の結果を踏まえ、コンクリート舗装の残存が確認された場合には、担当部局と協議しながら、児童生徒や地域の方々の平和学習での活用に向けて、記録保存のための調査など、対応を検討したい。」と説明している。
- 先々週から地質調査に係るボーリング調査が開始された。最終結果は、来年3月にまとめられる予定。
- 県としては、少なくとも記録保存のための調査を実施する考えだが、平和学習での活用等のため、その他にできることはないか、担当部局と協議を進めたい。協議の状況は、審議会において説明していく。

【論点 4】主滑走路跡地の埋蔵文化財としての取扱い

島根県の考え方

- ・ 埋蔵文化財については、文化財保護法第 92 条のとおり、土地に埋蔵されている文化財とされている。
- ・ 一方、主滑走路跡地は、地上の建造物（土木構築物）であることから、埋蔵文化財として扱うことはできないと考える。